

鹿社協第218号
平成30年5月29日
(地域福祉部扱い)

関係事業所の代表者 様

鹿児島県社会福祉協議会事務局長
(公印省略)

平成30年度鹿児島県相談支援従事者初任者研修の開催案内
及び研修申込みについて(通知)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、鹿児島県から指定研修事業者の指定を受けた当会が、標記研修を下記のとおり開催いたします。

貴事業所において、相談支援専門員及びサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の業務に従事する予定で研修受講が必要な対象者がいる場合は、別紙申込書により関係書類を添えて、申込み期間中にお申し込みください。

なお、定員を超えた場合等は、受講者を調整させていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、同一敷地内に複数事業所を設置している法人には、1通のみ案内しておりますので、関係事業所に周知をお願いいたします。

記

1 開催日程及び開催場所

別紙「平成30年度 障害福祉人材育成研修日程表、開催要領」のとおり

2 研修内容

別紙「相談支援従事者初任者研修カリキュラム」のとおり

3 受講対象者

- ・事業所に所属し、相談支援専門員又はサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の業務に従事する予定の者
- ・みなし指定により、現にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務に従事しており、研修を修了していない者(区分一覧表、研修区分シートを参照)

4 研修申込みの方法

次の書類を同封のうえ、平成30年6月4日(月)から7月5日(木)17時までに(必着)郵送や宅配等でお申し込みください。(来所での受付は行いません。)
(締切日を越えての申込みは、いかなる場合も受付できません。)

(1) 受講申込みチェック票

(2) 相談支援従事者初任者研修申込書

(3) 実務経験証明書

ただし、次の場合は、実務経験証明書に替える。

(別紙「平成30年度障害福祉人材育成研修区分一覧表」の添付書類欄を参照のこと。)

※過去5年以内に、相談支援従事者初任者研修(前期)を受講した者は受講証明書の写し(初任者研修(前期:9/3~9/4)は、免除となる。)

※鹿児島県外で前期研修を受講した者は、別途実務経験証明書を添付すること。

(4)実務経験要件のうち資格要件に関わる資格証等の写し

(5)社会保険証の写し

(6)返信先住所氏名を記載し140円切手を貼った返信用封筒（角形2号）

※サビ管等研修(新規)申込の方は1部, 相談支援従事者初任者研修申込の方は2部必要です。

※同一事業所から複数人申し込む場合は、申込み人数分の返信用封筒を同封してください。

【申込先】	〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号 鹿児島県社会福祉センター 鹿児島県社会福祉協議会 地域福祉部 宛て
-------	---

5 ホームページへの掲載内容

【掲載項目】

①通知文 ②日程表 ③開催要領 ④カリキュラム ⑤研修申込書 ⑥実務経験証明書
⑦受講分野選定シート ⑧研修区分一覧表 ⑨研修区分シート ⑩相談支援専門員の実務要件 ⑪サービス管理責任者の実務要件 ⑫児童発達支援管理責任者の実務要件 ⑬受講申込みチェック票 ⑭記入例 ⑮現任研修の受講対象者

【掲載場所】

鹿児島県社会福祉協議会「お知らせ」又は期間取り置き掲示板「障害福祉人材育成研修」
URL <http://www.kaken-shakyo.jp/>

【掲載期間】 6月1日(金)から7月5日(木)まで

6 留意事項

(1)サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)研修を初めて受講される方は、相談支援従事者初任者研修(前期)を必ず受講してしてください。また、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)研修の受講申込み案内については、10月上旬を予定しておりますので、資格取得を希望する場合は、改めて受講申込みが必要となります。

(2)サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置に係る経過措置等

(みなし指定の事業所)

・事業開始後1年間は、実務経験のみでサービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。(経過措置期間:平成31年3月31日まで)

(3)児童発達支援管理責任者の受講要件

(平成29年度から)

・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の変更により、本研修の受講要件も変更になりましたので、必ず要件をご確認ください。

(4)相談支援従事者現任研修未受講による相談支援専門員資格失効者の取扱いについて
平成24年度以前に相談支援従事者初任者研修を修了し、昨年度までに現任研修を修了していないものは、相談支援専門員の資格が失効されていることから、資格が必要なものは、再度初任者研修(5日間)を受講する必要があります。

(5)申込みを行う際は、申込みチェック票を用いて確認をしてください。すべての書類が揃っていないと受付することができません。また、実務経験証明書は、今年度の様式を使用してください。過去の様式や異なる様式を使用して提出されても無効とします。

7 問い合わせ先

社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会 地域福祉部 (担当:寶満・池下・丸山)
〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター内 Tel:099-257-3855